

# 空き家について考える。 ～未来につないでいくために～

全国的な空き家増加はメディアなどでも取り上げられ、直接的な相続や近隣の状況など、空き家を《じぶんごと》として考える人が増えています。町では、令和3年度の空き家に関する相談は59件、内20件は、所有者による利活用相談でした。

## 1. 家がヒトをつなぐ：空き家と所有者

**現** 在、日野町空き家バンクに登録されている65戸中29戸が賃貸利用され、その内22戸は、入居者が3年以上居住しています。また、12戸の空き家が売却され、新たな所有者が居住しています。家にヒトが住むと、家屋への風通しが行われ劣化を遅らせます。また、治安維持や地域の活性化にも繋がります。その流れを生むには、まずは空き家の所有者の、空き家利活用へのご理解が大切です。

## 2. 家がヒトをつなぐ：空き家と利用希望者



**町** の空き家バンク窓口には、全国から入居希望の問合せが届きます。日野町に越して来たいきっかけや時期などは、年々多様化しています。空き家（入居先）が日野町移住に繋がるケースも増えています。

令和3年度は、窓口で36件の問い合わせがあり、8戸の空き家が新たな入居者を迎えました。空き家の状態、条件、契約内容は、所有者の数だけ存在します。まずは空き家を通して交渉する手間をかけることが、利活用への一歩です。

## 3. 家がヒトを集落につなぐ：ご近所さんと入居者

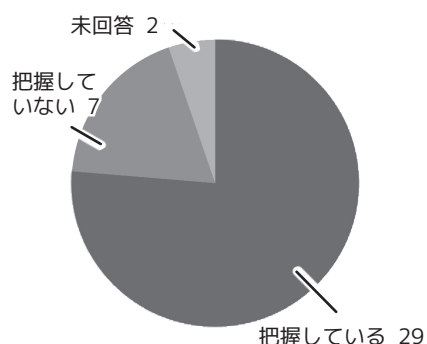
**全** 49の自治会長に、集落内の空き家について、アンケート調査を実施しました。（実施期間：4月20日～5月20日、回答率78%）その一部について、調査結果を紹介します。

自治会長が把握している空き家の内25%にあたる36戸は、自治会費を支払っている空き家でした。また、自治会内のすべての家屋の所有者を把握し、空き家化しても継続的に所有者さんと連絡を取り合っている自治会もありました。61%の自治会は移住者受け入れに前向きであるとの回答で、人口が増えるのにぎやかになり、集落活性化への期待の声もありました。

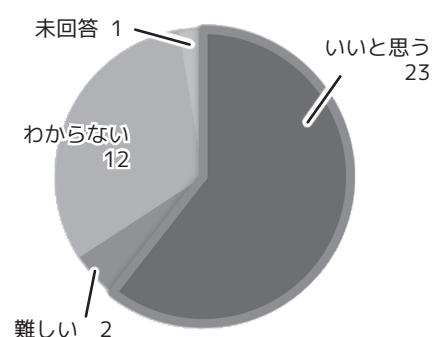
しかし、37%が受け入れに対して「わからない」または「むずかしい」と回答。理由として、「利活用可能な空き家が集落内に無い」「自治会加入への理解や加入後のトラブルが発生するとお互いに困る」などの意見がありました。入居者が決まった場合に自治会活動参画を求める意見が多かったが、空き家状態の建物に対しては個人所有のものであるため、自治会が介入することは難しいという意見もありました。

実は、空き家所有者と近隣の皆さん（集落）との関係性が、空き家入居者の住み心地の善しあしに影響する傾向があります。暮らしとは、単に家（空き家）の設備に留まりません。入居先集落と移住者の相互理解は、暮らしに影響が大きいのです。

自治会内の空き家について



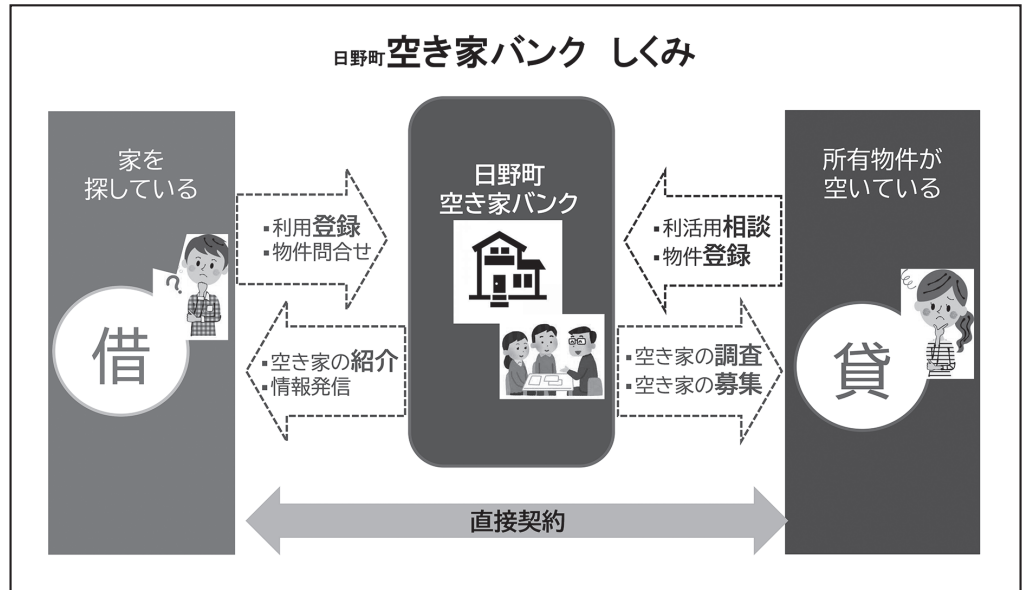
移住者（U・Iターン）受け入れ



## 4. 家がヒトをしくみでつなぐ《日野町空き家バンク》

**空** き家利活用促進制度の空き家バンクについては、74%が「知っている」に対し、空き家利活用等の補助金制度については、45%が「知っている」でした。

また、「実際に自治会内の空き家の把握はしているが、空き家利活用推進の補助金制度等は知らない」との回答は21%にのびりました。



### 活用してみませんか？ ～空き家等利活用推進補助金制度～

制度名 (通称名)	申請者	申請条件	補助率 (上限額)
家の修繕やリフォーム	空き家所有者	◎補助金交付後5年間は登録物件を空き家バンクへ登録し続けること ◎移住者または若年世帯 <sup>※1</sup> へ貸し出すこと	1/2 (上限100万円)
	移住者	◎日野町転入3年以内(※3年以上日野町外居住) ◎5年以上該当物件に定住すること	1/2 (上限100万円)
日野町移住・定住促進住宅整備費補助金制度(たて・なおし補助金)	若年世帯 <sup>※1</sup>	◎5年以上該当物件に定住すること； 実家・所有物件・空き家、いずれも対象となります	1/2 (上限150万円)
空き家に残った家財処分	空き家所有者	◎賃貸借契約が成立していること <sup>※2</sup> ◎補助金交付後5年間は登録物件を空き家バンクへ登録し続けること ◎移住者または若年世帯 <sup>※1</sup> へ貸し出すこと	10/10 (上限40万円)
	空き家入居者	◎賃貸借契約が成立していること <sup>※2</sup> ◎5年以上日野町へ定住すること	10/10 (上限40万円)

※1 中学生以下の子どもを扶養する世帯、またはいずれか一方の年齢が40歳未満夫婦の世帯

※2 断捨離補助金は、所有物件や実家などは対象外

## 5. 家がヒトをつなぐ、未来へ！

**個** 人所有の家は、所有者が責任持つことが大前提となりますが、空き家となってしまうと所有者だけで前向きに取り組めることばかりではありません。所有者も集落近隣の皆さんも、家(空き家)について一緒に考えていきましょう！

利活用について、ヒトつなぎについて、まずはお問い合わせください。

【問合せ先】役場企画政策課(電話72-0332)

